



ごみ・環境・上下水道

ごみの収集

問 ごみ減量推進課

TEL 641-1212(内線694)

FAX 624-9928

家庭ごみの出し方

収集日当日の午前6時～8時に、町内会等で決められた集積所に指定の袋等を出してください。

詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

分別方法の確認は、「山形市ごみ分別アプリ」をご活用ください。

アプリダウンロードは
こちらから▶



分別区分	代表的な品目	出し方の注意	収集回数	出すときの袋等
もやせるごみ	ちゅうかい 厨芥類 (生ごみ類)	野菜・魚・肉等の調理くず、食べ残し、お茶がら、固めた食用油などの台所のごみ	週2回	山形市の指定有料袋(赤色文字) 袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼る
	紙くず類	ビニールなどが塗られた紙、汚れた紙、再生に不適な紙類		
	木くず類	木片、草花、小さな木製箱・木工製品など		
	布くず類	汚れて再生に不適な衣類や布類、ぬいぐるみ、羽毛布団、シーツ、座布団など		
	食品容器 プラス チック類	食品を包装していた、または、付着したラップ・パック・トレー、調味料等が入っていたプラスチック容器(洗剤容器は除く)		
	ゴム製品 ・革製品類	長靴、革靴、スニーカー、ホース(1m未満に切る)、かばん(金属なし)		
雑貨品 小型廃家電類	日用品、小型の廃家電・家具類、傘、やかん、鍋、ポット、ガスレンジ、アイロン、ラジオ、炊飯器、掃除機、時計、玩具、三輪車、乳母車、石油ストーブ(反射式・芯出し式に限る)などの小型の複合素材の物、空き缶以外の金属類、金属のふた	電池類や燃料類を抜いてから出す 1辺の長さが1m未満のものに限る 1m以上のものは粗大ごみへ	週1回	山形市の指定有料袋(青色文字) 袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼る

〈以下は広告スペースです〉

引っ越しや片付けなどで
不要になった
ゴミの処分に
困って
いませんか？

- ✓ お見積もりは**無料!**
- ✓ タンスや食器棚など
重い不要品も運びます!
- ✓ **不要品1点でもOK!**
- ✓ **任せて安心の許可業者!**
- ✓ **学割・ネット割あり!**

ゴミ屋敷の片付け

お一人で悩まずにぜひ
ご相談ください。
私たちが迅速丁寧
にお片付けいたします。



遺品整理

専門業者として適切に
運搬・処理します。

故人様の大切な遺品
を心を込めて丁寧に
お片付けいたします。



有限会社 べにばな清掃社

☎023-688-4970

月～金 8:00～17:00
土 8:00～12:00

〒990-2313
山形市松原字下川原341-29
fax.023-688-3850

べにばな清掃社

検索

https://www.benibana-seisou.co.jp

HPはこちら



分別区分		代表的な品目	出し方の注意	収集回数	出すときの袋等	
プラスチック類		金属等を含まないプラスチックだけの製品類(洗剤・化粧品 の容器類、コップ、バケツ、ビ ニールカバー等の日用雑貨類、 発泡スチロール製品等梱包資 材、スーパーの袋)、ビデオテー プ・カセットテープ	金属のふたなどは取り外す 外したふたは雑貨品・小型廃 家電類へ	週1回	山形市の 指定有料袋 (黄色文字)	袋に入らないも のは1品につき1 枚共通収集シー ルを貼る
ビン・カン (資源物)	ビン	ジュース瓶、洋酒瓶、ドリンク 瓶、化粧容器等の空き瓶など	中は洗って、ふたを外して出す 金属のふたは雑貨品・小型廃 家電類へ。プラスチックのふ たはプラスチック類へ ※資源回収にご協力ください。	週1回	透明袋 (指定の袋はありません)	
	カン	ジュース缶、菓子缶、缶詰(中身 のないもの)、などの金属缶類				
ペットボトル		清涼飲料類、しょう ゆ、酒類(日本酒・洋 酒・焼酎・みりん)で ペットボトルマー クがあるもの	キャップとラベルを取り外 し、中を軽く水洗いする キャップとラベルはプラス チック類へ	週1回	透明袋 (指定の袋はありません)	
古紙類		新聞(折り込みチラシ含む)、雑 誌、段ボール、雑がみ(菓子箱、 包装紙、トイレトペーパーの 芯など)、紙パック	資源回収にご協力ください	週1回	品目ごとに紙ひもで縛り出す。 雑がみは、まとめて紙ひもで縛 るか、紙袋に入れる	
水銀含有ごみ		電池類(充電・充電池が取り 外せない製品を含む)、蛍光管、 水銀体温計、鏡	それぞれ品目ごとに、透明袋 に入れる	月1回	透明袋 (指定の袋はありません)	
埋め立てごみ		陶磁器類、植木鉢、ガラスくず など	危険なガラス等の破片は新聞 紙等で包んで、中身が分かる ように記入する		山形市の指定有料袋(茶色文 字)。袋に入らないものは1品 につき1枚共通収集シールを 貼る	
布団類		布団(羽毛以外)、ござ、すだれ 類	ひもなどで結んで出す		1品につき1枚共通収集シール を貼る	
使用済みスプレー 缶・カセットボンベ		スプレー缶、カセットボンベ	中身を使いきってから穴を 開けずにスプレー缶、カセッ トボンベだけを袋に入れる		透明袋	

※店舗や事業所などの事業系ごみは、町内会等が設置している集積所には出せません。

山形市LINE公式アカウントでごみ収集日のリマインド配信を行っています。もやせるごみやプラスチック類、月1回の埋め立てごみなどの収集日を前日の夕方に通知してくれるため、ごみの出し忘れやごみ収集曜日の間違いを減らすことができます。メニューの「受信設定」でお住まいの地区と通知してほしいごみの種類を登録後、ご利用できます。

〈以下は広告スペースです〉

捨てる過去から、生かす未来へ

古紙類全般回収致します！機密文書もお任せください！

一般廃棄物

産業廃棄物

収集運搬業

悩む前にご相談を...

山形資源株式会社

見積無料

本社 〒990-2338
山形市蔵王松ヶ丘二丁目2-23(蔵王産業団地内)

北町営業所 〒990-0821
山形市北町四丁目4-5-46

☎ 023-689-0030

☎ 023-681-1383



粗大ごみの出し方

分別区分		代表的な品目	出し方の注意	収集回数	出すときの袋等
粗大ごみ	指定品目 (大きさを問わず 指定されたもの)	電子レンジ、ファンヒーター、電気 マッサージ器、電気温水器、スプリ ングベッドマットなど	ファンヒーター は燃料を抜いて 出す	申し込 み による自 宅前収集	そのまま (品目ごとに定めら れた金額分の粗大 ごみ用証紙を貼る)
	1辺の長さが1m 以上1.8m未満で、 重量が80kg以下 のもの	たんす、テーブル、机、障子戸、本棚、 下駄箱、食器棚、サイドボード、ベッ ド枠、脚立、鏡台、畳、カーペット、 じゅうたん、自転車、オルガン、ソ ファーなど			

収集の申し込みについて

問 ごみ減量推進課 TEL 641-1212(内線694) FAX 624-9928

- 電話で粗大ごみ収集受け付けセンターへお申し込みください(1回1家庭3品まで)。
申込時に収集日が指定されます。
- 品目ごとに定められた料金分の「粗大ごみ用証紙」(1枚500円)を市内のスーパー・ホームセンター・コンビニ(一部)などの取扱店で購入してください。
- 粗大ごみ用証紙に必要事項を記入の上、申し込んだ粗大ごみに貼り、指定された日の午前8時までに自宅前に出してください。

申 込 先 粗大ごみ収集受け付けセンター(TEL 686-5565)

受付時間 月～金曜日(祝日を含む)

午前9時～午後4時

集積所に出せないごみ

問 ごみ減量推進課 TEL 641-1212(内線694) FAX 624-9928

市で処理できないごみ

区分	品目例	処理の方法
危険性があるもの	農薬、薬品、バッテリー、その他の有害物など	バッテリー、タイヤ、自動車の部品、消火器、ガスボンベなどは、販売店や専門業者に処理を依頼してください。
引火性があるもの	ガスボンベ、大型燃料貯蓄タンク、燃料、火薬、廃油など	
感染性の恐れがあるもの	注射針など鋭利なもの	治療に使用した物は、医療機関等へ返却してください
その他	タイヤ、ピアノ、消火器、浴槽、風呂釜、農業用の資材・機械、バイク(原付含む)など	

家電リサイクル法の対象品目の処理

不要になったテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目は、リサイクル料金(郵便局でリサイクル券の購入)を支払い、「指定引取場所」に直接搬入するか、リサイクル料金と運搬料金を負担して、小売店や電機商業組合(ごみ減量推進課で受け付け)へ依頼してください。

- 指定引取場所 日本通運(株)
(TEL 686-4385)

家庭系パソコンの処理

不要になった家庭系パソコンは、①メーカーで回収する方法、②山形市「こでん里帰りプロジェクト」を利用する方法の2つの排出方法があります。

①について詳しくは、各メーカー等または「パソコン3R推進協会」(TEL 03-5282-7685)へお問い合わせください。

②については、利用方法・対象品目を山形市公式ホームページでご覧いただくか、お問い合わせください。

火災ごみ等

火災ごみ等の処理は、ご相談ください。

市で収集しないごみ

区分	品目例	処理の方法
事業活動で発生するごみ	店舗・事業所からの一般廃棄物	自分で処理施設に運ぶか、専門の収集運搬業者に依頼して処理施設へ
家庭から一時的に大量に出たごみ	引っ越し、大掃除	
建築廃材などのごみ	家屋の解体	市では処理できませんので専門業者に依頼してください

自分で運搬する場合の処理施設等

問 ごみ減量推進課 TEL 641-1212(内線694) FAX 624-9928

次の処理施設に自分で搬入して処分することができます。ただし、分別してからお持ち込みください。

施設名	電話番号	ごみの種類	処理手数料	搬入時間
エネルギー 回収施設(立谷川)	686-6025	もやせるごみ、プラスチック類、布団類、可燃性粗大ごみ 犬、猫などの死体	10kgまでごと140円 1体3,000円	月～金曜日 (祝日を含む) 午前9時～午後4時
エネルギー 回収施設(川口)	672-2711	もやせるごみ、プラスチック類、布団類、可燃性粗大ごみ 犬、猫などの死体	10kgまでごと140円 1体3,000円	
立谷川 リサイクルセンター	687-2040	ビン・カン、ペットボトル、雑貨品・ 小型廃家電類、不燃性粗大ごみ	10kgまでごと140円	土曜日(祝日を含む) 午前9時～正午
		水銀含有ごみ 埋め立てごみ	1kgまでごと250円 有料指定袋に入れたものまたは共通 収集シールが貼ってあるもののみ	
上野最終処分場	688-5727	埋め立てごみ	20kgまでごと200円	月～金曜日 (祝日を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時

ごみ集積所を新設・変更・廃止するときは

問 ごみ減量推進課 TEL 641-1212(内線694) FAX 624-9928

ごみ集積所は、「山形市ごみ集積所の設置および維持管理に関する要綱」に基づいて、町内会などで設置していただくことになっています。新設・変更・廃止するときは、町内会長名で、ごみ減量推進課へ位置図等を添えて申請してください。

共同住宅の集積所は各住宅での管理となり、申請は所有者等名になります。

不法投棄に関するご相談は

問 廃棄物指導課 TEL 641-1212(内線687) FAX 624-9928

「不法投棄等のない山形市を目指す条例」により、市民・事業者・行政が一体となって不法投棄防止に取り組んでいます。不法投棄などに関する情報提供やご相談窓口は、「山形市不法投棄110番」で対応しています。

山形市不法投棄110番 TEL 629-0802

ごみ減量にご協力ください

問 ごみ減量推進課 TEL 641-1212(内線698) FAX 624-9928

➤ ごみ減量のポイントは3R

まだ使えそうなものを捨ててしまうとき、もったいないと感じることはありませんか。ごみとなるものを買わない、家に持ち込まない等ごみを出さない工夫をしましょう。



ステップ1 Reduce(リデュース=発生抑制)
『ごみを減らす』

- ▶ 買い物にはマイバッグを持参しましょう
- ▶ 過剰包装を断りましょう
- ▶ 適量購入・調理などエコクッキングを心掛けましょう

ステップ2 Reuse(リユース=再利用)
『繰り返し使う』

- ▶ 詰め替え商品を利用しましょう
- ▶ 物を修理しながら大切に長く使いましょう
- ▶ フリマアプリやリサイクルショップを利用しましょう

ステップ3 Recycle(リサイクル=再生利用)
『資源として再利用する』

〈以下は広告スペースです〉

解体工事

おまかせください!!

お見積り
無料
ご相談

お気軽にお問い合わせください
TEL 023-644-2229

クリーンシステム
CLEAN SYSTEM
〒990-0845 山形市飯塚町字中河原1629-5

古紙類・衣類等のリサイクルに協力しよう

▶ 町内会や子ども会、学校PTAなど各種団体が行った資源回収の回収量や実施回数に応じた奨励費交付制度を設け、市民主体のごみ減量運動を推進しています。

● 回収品目

新聞…折り込みチラシも一緒にOK
雑誌…付録のCD・DVDなど紙以外のものは除いて
雑誌がみ…紙袋に入れるか、まとめて紙ひもで縛って
段ボール…つぶして折り畳んで
紙パック…軽くすすいで切り開き、乾かして
衣類…ファスナー等は取らずに、袋に入れて
一升瓶(透き通る茶・緑)、ビール瓶(大瓶)
…ふたは取り外し、軽くすすいで
アルミ缶、スチール缶
…軽くすすいで、それぞれ分別し、袋に入れて
使用済小型家電…濡れないように、袋に入れて

※回収品目・実施日は団体によって異なりますので、お住まいの地域の町内会や子ども会などの実施団体へお問い合わせください。

▶ 資源回収が行われていない場合や資源回収まで待てない場合、古紙類は週1回の収集曜日に、ペットボトルを出す集積所に出すことができます。

▶ 古紙類や布類を分別して資源物引取事業所へ持っていくと、無料で引き取ってもらえて、リサイクルされます。

詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

生ごみ処理機の購入補助を利用しよう

生ごみの減量とリサイクルを図るため、生ごみ処理機の購入に対し、補助しています。

生ごみ処理機を購入する前に申し込みが必要です。

補助金額 購入価格の2分の1、または下記の限度額のいずれか低い額(100円未満は切り捨て)

- 電気式生ごみ処理機…………… 上限30,000円
- コンポスト容器…………… 上限 3,000円
- EMボカシ容器(2個1組)…………… 上限 3,000円

生ごみやさいクル制度を利用しよう

電気式(乾燥式)生ごみ処理機でできた生成物(乾燥生ごみ)を、野菜等と交換する制度です。集められた乾燥生ごみは、NPO法人が運営する農場で堆肥化され、野菜作りに利用されます。

交換レート 乾燥生ごみ1kgに対して1ポイント。5ポイントで500円相当の野菜等と交換できます。

交換場所 JAやまがたおいしさ直売所(南館、落合、紅の蔵)、おおさとひろびろ直売所、NPO法人みちのく屋台こんにやく道場(事務所・末広町)、市役所10階ごみ減量推進課(引き取りのみ)

店頭回収を利用しよう

食品用発泡トレー、食品用透明容器、紙パックなどは、スーパーの店頭回収をご利用ください。

市民団体「ごみ減量・もったいないねット山形」会員募集

市民・事業者・行政が協力して、ごみ減量と資源の再利用を推進しています。入会希望の方は事務局(ごみ減量推進課内)へ。ごみ減量・もったいないねット山形のホームページからも申し込みができます。入会金、年会費はありません。



し尿・浄化槽

し尿

問 廃棄物指導課 TEL 641-1212(内線687) FAX 624-9928

し尿収集の申込先

山形清掃衛生協同組合(Tel 643-7577)

処理手数料

180ℓまで2,300円、180ℓを超える分18ℓにつき230円が加算されます。

支払い方法

収集の際に、処理手数料に相当する「し尿証紙」にてお支払いください。し尿証紙は山形清掃衛生協同組合で購入できます。

浄化槽

問 廃棄物指導課 TEL 641-1212(内線687) FAX 624-9928

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽を設置した場合、使用開始後3カ月から8カ月までの間に1回(7条検査)、その後に毎年1回(11条検査)、県の指定検査機関による検査を受けなければなりません。

検査の申し込みと実施機関

一般財団法人山形県理化学分析センター
(Tel 645-5306)

- 検査手数料と検査結果
検査を実施したとき、7条検査は8,000円(20人槽以下)、11条検査は5,000円(20人槽以下)の手数料が必要です。

① 浄化槽の維持管理は専門業者に委託しましょう

法定検査のほか、定期的な保守点検・清掃の実施が浄化槽管理者の義務です。適正な維持管理が行われないと、悪臭や公害の原因になりますので、山形市の登録を受けた業者と維持管理契約をしてください。

業者一覧は、山形市公式ホームページをご覧ください。料金は各業者へお問い合わせください。

② 浄化槽を設置するときは事前協議が必要です

設置を検討する際はご相談ください。

- 住宅等の新築または増築による浄化槽の設置
- くみ取り便所から浄化槽への変更
- 既存浄化槽の入れ替えなど

③ 合併処理浄化槽設置費用に対する補助制度

補助対象地域内で合併処理浄化槽を設置する場合、要件により補助金が交付される制度がありますので、工事着工前にご相談ください。

● 補助対象地域

下水道事業計画に定められた予定処理区域および農業集落排水処理区域を除く区域

▶ その他にも、補助の要件がありますので、お問い合わせください。

環境

問 環境課 TEL 641-1212(内線679) FAX 624-9928

良好な環境のために

① 公害苦情処理

工場、事業所等から騒音・振動・水質汚濁・大気汚染・悪臭等の公害が発生し、当事者間で解決できない場合、苦情を受け付け、問題の解決を図っています。ご相談ください。

② 地下水採取の届け出

動力を使用して地下水を採取する場合、揚水機吐出口の断面積が6cm²を超える井戸は、工事着手の30日前までに届け出が必要です。

③ 雨水浸透施設の設置

対象地域(奥羽本線より東側の馬見ヶ崎川扇状地の扇頂部から扇中央までの区域)内で、建築面積が30m²以上の建物を新築・増改築する場合や、アスファルトなどの雨水が浸透しない材質で舗装する駐車場等で150m²を超える場合は、雨水浸透施設の設置をお願いします。

④ 太陽光発電設備導入補助制度

市内の住宅や事業所に太陽光発電設備および蓄電池等を設置する場合に設置費用の一部を補助しています。補助要件や補助額等詳しくは、お問い合わせください。

山形市ではポイ捨てを条例で禁止しています

美しいまちづくりを行うために、公共の場でのごみのポイ捨てや、連れているペットのふんの放置を禁止しているほか、中心商店街、市役所、文翔館および山形駅前の歩道を「路上禁煙マナーストリート」として、路上・歩行喫煙の自粛を呼び掛けています。美観の保全、喫煙マナーの向上にご協力をお願いします。

水道・下水道

問 上下水道部経営企画課 TEL 645-1177 FAX 644-0924
所在地:南石関27



上下水道部ホームページ▶

水道の日ごろの管理について

問 上下水道部給排水センター(3番窓口)
TEL 645-1177(内線140) FAX 645-1927

① 宅地内の水道は所有者の財産です

ご家庭の給水装置には、止水栓、水道メーター、水抜栓、蛇口などが取り付けられています。給水装置が故障した場合、修繕費用は自己負担となります。

② 簡単にできる漏水チェック

ご家庭内の蛇口を全て閉めて、水道メーターを確認してください。パイロット(丸くて銀色に光るもの)が回るようであれば、どこかで漏水しています。すぐに「指定工事業者」へ連絡してください。



- 漏水か判断できない場合は、給排水センターへご連絡ください。無料で給水装置の調査にお伺いします。
- ▶ 漏水した分の水量にも水道料金がかかります。時々点検するようにしましょう。
- 鉛製給水管布設替工事に対する助成制度を設けています。詳しくは、指定工事業者または水道管路維持課(内線155)へお問い合わせください。
- ▶ 朝一番やしばらく水道を使っていなかったときの水は、長い時間給水管の中にとどまっていた水のため、バケツ1~2杯分を雑用水などの飲用水以外の水として使い、その後の水を飲むとおいしく飲めます。

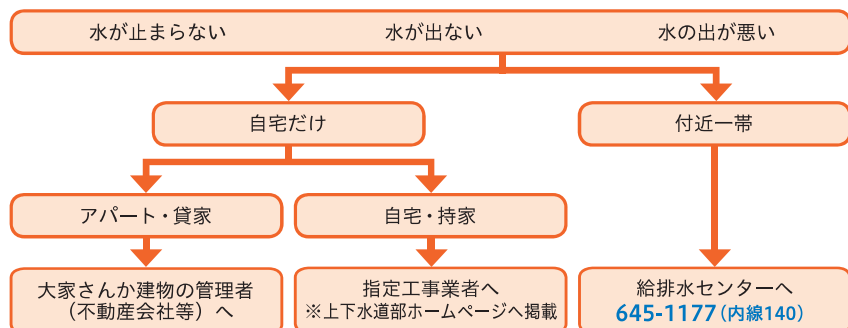
「指定工事業者」(山形市指定給水装置工事業業者)

上下水道部ホームページから、指定工事業者の一覧をダウンロードできます。指定工事業者が分からない場合は、給排水センターへお問い合わせください。

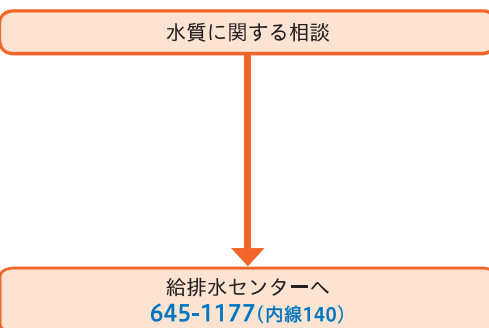
水道の「もしも」のときは

問 上下水道部給排水センター(3番窓口) TEL 645-1177(内線140) FAX 645-1927

給水装置関係



水質関係



水が出ない・水の出が悪い…?

「指定工事業者」へ連絡する前に確認してみてください

チェックポイント

- ▶メーターバルブが閉まっていませんか？
- ▶水抜き栓が閉まっているか半開きになっていませんか？



メーターバルブと水抜き栓はハンドルを回して「全開」にしてお使いください。

確認しても異常が直らない場合は、「指定工事業者」へ連絡してください。

〈以下は広告スペースです〉

株式会社 佐藤風呂製作所
「山形市上・下水道工事指定店」

水廻りのリフォーム
ボイラーの修理・販売・取付
お気軽にご相談下さい

住所：八日町 2 丁目 4-37
TEL: 023-622-7083

相談無料

快適な環境を創造する

山住設備株式会社
山形市上下水道工事指定店
24時間サポート致します
水廻り修理、メンテナンスは当社にお任せ下さい
給排水衛生設備設計施工
暖房、冷房、空調、設備設計施工

山形市中桜田3丁目9-18
023-622-1188
<http://www.yamaju-setsubi.jp/>

大切な資源 **水** 守って未来へ

空調、冷暖房、衛生、
給排水、ガス、工事設計施工

大栄設備工業株式会社
代表取締役 白田 真人

山形市城西町1丁目1番9号
TEL (023) 644-3135
FAX (023) 644-3133
E-mail: y-daieisetubi@nyc.odn.ne.jp

水の備えを心掛けましょう

問 上下水道部総務課

TEL 645-1177(内線223) FAX 645-1922

災害時に命をつなぐためにも、ご家庭で水の備えをお願いします。

～水道3つの備え～

飲料水の備蓄

災害時、必要な水の量は、1人1日当たり3ℓといわれています。

ミルクや薬の飲用など最低限必要な水を備えておきましょう。

風呂水のため置き

お風呂の水は、入る直前までためて置きましょう。

トイレの流し水や掃除、洗濯などの生活用水として活用できます。

容器の備え

給水を受ける際の容器を備えておきましょう。

容器は容量10ℓ程度の徒歩でも無理なく運べるものがおすすめです。

震度5弱以上の地震が発生した場合、市内28カ所の公園や学校等に拠点給水所を開設し水をお配りします。給水を受ける際は、容器をお持ちください。

開設場所

- 第二公園 ● 薬師公園 ● 霞城公民館 ● 第九小
- 鈴川小 ● 千歳小 ● 金井小 ● 大郷小 ● 明治小
- 出羽小 ● 楯山小 ● 高瀬小 ● 山寺小・山寺中
- 東沢小 ● 滝山小 ● 桜田小 ● 南沼原小
- 宮浦小 ● 蔵王第二小 ● 蔵王第三小・蔵王第二中
- 南山形小 ● みはらしの丘小 ● 本沢小
- 西山形小 ● 大曽根小 ● 第二中 ● 第八中
- 商業高校



Googleマップで拠点給水所までの案内ができます▶

下水道を正しく使いましょう

問 上下水道部給排水センター(3番窓口)

TEL 645-1177(内線140) FAX 645-1927

下水道を正しく使わないと、家庭の器具や管の詰まりを引き起こすだけでなく、さまざまなトラブルの原因になります。一人一人が注意して下水道を使いましょう。また、山形市は汚水と雨水を別々に流す方式ですので、雨水は下水道には流せません。

- ▶ 野菜くず、残飯などの生ごみや天ぷら油は流さないでください
- ▶ トイレには水に溶けない紙などを流さないでください
- ▶ 灯油、ガソリン、シンナーなどの危険物は流さないでください
- ▶ マンホールや汚水^{ます}桝にごみや雪を捨てないでください

下水道の「もしも」のときは…

問 上下水道部給排水センター(3番窓口)

TEL 645-1177(内線140) FAX 645-1927

排水が詰まった、排水口から悪臭が出る等のときは、汚水桝の中を確認し、その原因が公共汚水桝より下流(道路側)の場合は「上下水道部」へ、公共汚水桝より上流(宅地内側)の場合は「山形市指定下水道工事店」へ連絡してください。指定下水道工事店で修理等を行った際の費用は自己負担になります(管理範囲については、 98ページの図をご覧ください)。

※山形市指定下水道工事店一覧は、上下水道部ホームページをご覧ください。

〈以下は広告スペースです〉



郷土発展に
信用と技術で貢献致します。

総合建設業
桜井工業株式会社

代表取締役 桜井 喜代美

〒990-2173
山形市大字渋江3586-2
TEL 023-684-8834
FAX 023-684-8847

takahashi

水道施設業、管工事業、建築業、総合建設業
一般土木、給排水設備の設置、漏水修理

高橋土建株式会社

代表取締役 高橋 政信

〒990-0892 山形市大字中野308
TEL 023-681-1710
FAX 023-681-1349

水道料金・下水道使用料のお支払い

問 上下水道部お客さまセンター
TEL 645-1177(内線121) FAX 645-1927

メーターの検針と料金請求は、2カ月ごとに行っています。

水道料金・下水道使用料は、上下水道部からお送りする納入通知書により、金融機関、上下水道部お客さまセンター窓口、コンビニエンスストアまたはスマホ収納でお支払いいただくか、口座振替やクレジットカードでお支払いください。クレジットカード払い以外は、ご希望により毎月の請求・お支払いに変更することができます。

料金・使用料のお支払いは便利な口座振替で

口座振替の申し込みは、金融機関窓口で、通帳、通帳印、給水装置番号および給水装置の場所が書いてある検針のお知らせ票または納入通知書をご持参の上、お手続きください。

村木沢・大曽根地区などで最上川中部水道企業団の水道をお使いで、口座振替の申し込みを希望される方は、あらかじめお客さまセンターへご連絡ください。専用の申込書を郵送します。

料金・使用料のクレジットカード払い

クレジットカード払いの申し込みは、インターネットの専用サイトからお手続きください。

- 利用や申し込みには一定の条件があります。
- 専用サイトの「Yahoo!公金支払い」は、令和6年10月末日をもって新規申し込みの受け付けを、令和7年3月請求分をもって全てのサービスをそれぞれ終了する予定です。「Yahoo!公金支払い」終了後のクレジットカード払いの取り扱いについては、上下水道部ホームページなどで随時お知らせします。

〈以下は広告スペースです〉

株式会社健設備工業では大規模修繕工事・公共工事等幅広い知識と工事経験で承っております。
建設業・管工事は健設備工業へ



土木工事 融雪工事
舗装工事 水道施設工事

水回りリフォーム 対象建築物

KEN SETSUBI
株式会社 健設備工業

本社 中山町大字達磨寺58-1 当社HPはコチラ

023-646-5193



水道・下水道の諸手続きやご相談は…

問 上下水道部各課 TEL代表 645-1177

引っ越しなどに伴う使用中止・開始、使用者変更の手続き

- 山形市の水道をお使いの場合
お客さまセンターの窓口(2番窓口)または電話(内線111)でお手続きください。1回の手続きで水道・下水道両方の変更ができます。使用中止・開始は、上下水道部ホームページからも手続きができます。
- 村木沢・大曽根地区など最上川中部水道企業団の水道をお使いの場合
下水道については、お客さまセンターの窓口(2番窓口)(内線111)でお手続きください。
水道料金の請求・口座振替以外の水道に関することについては、最上川中部水道企業団(東村山郡中山町大字長崎4848)の窓口または電話(TEL 662-2163)で確認の上、お手続きください。
- 井戸水・温泉水等、水道以外の水をお使いの場合
お客さまセンターの窓口(2番窓口)(内線111)でお手続きください。
- 建物を解体してさら地になったなど、水道は使用しても下水道に流さなくなる場合
「下水道使用中止届」をお客さまセンターの窓口(2番窓口)(内線111)へご提出ください。

給水装置の所有者名義変更の手続き

お客さまセンターの窓口(2番窓口)(内線111)でお手続きください。

給水装置の設備廃止の手続き

給排水相談申請の窓口(3番窓口)(内線140)でお手続きください。

水道・下水道に関する各種相談

- 水道や井戸水等のメーター検針や使用水量に関すること
お客さまセンター(内線125)
- 水道料金・下水道使用料のお支払いに関すること
お客さまセンター(内線121)
- 給水装置の工事に関すること
給排水センター(3番窓口)(内線140)
- 排水設備の工事に関すること
給排水センター(3番窓口)(内線140)
- 敷地内の水漏れに関すること
お客さまセンター(2番窓口)(内線111)
- 給水装置・排水設備の修繕に関すること
給排水センター(3番窓口)(内線140)
- 下水道の詰まりに関すること
給排水センター(3番窓口)(内線140)
- 道路上の水漏れに関すること
水道管路維持課(内線151)

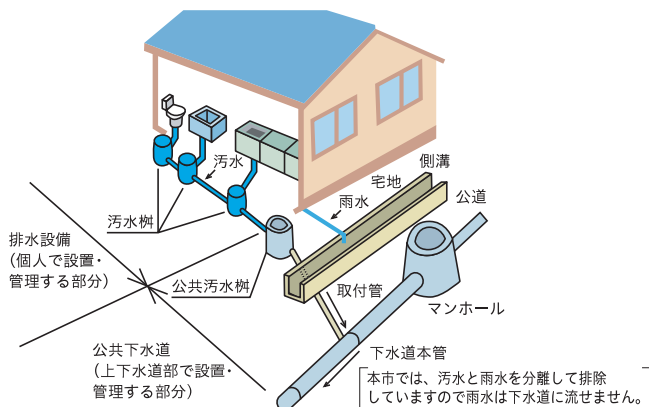
下水道への接続工事は指定店で！

問 上下水道部給排水センター TEL 645-1177(内線140) FAX 645-1927

公共下水道が整備されると法的に利用が義務付けられます

公共下水道が整備されると、台所・浴室・洗面所・浄化槽などの汚水は、速やかに下水道に流すように下水道法で定められていて、山形市では条例でその期限を1年としています。また、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレへの改造が必要です。

家庭および事業所などからの排水を下水道に流すには、排水設備(下図参照)が必要です。



- ▶ 排水設備の工事は、指定下水道工事店でなければ行えません。
- ▶ 工事の申し込みは、指定下水道工事店に直接申し込んでください。後の手続きは、指定下水道工事店が代わって行います。
- ▶ 工事の期間は、くみ取りか浄化槽かによって、また、工事の条件によっても異なりますが、通常、1週間～10日程度です(合併浄化槽の場合は、1日で終わる場合もあります)。工事中、トイレの使えない日(2～3日程度)がありますが、指定工事店が仮設トイレ(有料)を準備します。
- ▶ 指定下水道工事店一覧は、上下水道部ホームページをご覧ください。

〈以下は広告スペースです〉

土木工事・舗装工事・
屋外水道下水道工事・
環境整備工・解体工事・
調査測量・修築工事など



伊豆田建設
株式会社

山形市大字漆山 2395 番地の 6

TEL 023-684-2130
FAX 023-684-7041



空気と水で社会に奉仕する

総合設備工事設計施工

黒澤建設工業株式会社

代表取締役 黒澤 友晴

本社／山形市花桶二丁目9番21号

TEL／023-623-4222 (代)

URL／<https://kurosawa-gr.jp>

空調・冷暖房設備、上下水道、
衛生、消火設備の設計施工

優良給水装置工事事業者、優良指定下水道工事店



三洋設備工業株式会社

山形市下条町2-1-5

TEL 023-647-7711
FAX 023-647-7722

接続工事費の補助・融資あっせん制度

問 上下水道部業務課(6番窓口) TEL 645-1177(内線101) FAX 645-4478

公共下水道に接続されていない既存住宅の接続工事を行う方を対象に、対象工事費への補助制度と、金融機関から融資を受ける場合の利子を補給する制度があります。申請には条件がありますので、工事前にご相談ください。詳しくは、上下水道部ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

下水道接続工事費補助制度

令和5年度～7年度の3年間に限り、対象工事費の1/2(上限額10万円)を補助します。

年度ごとの予算に達したら受け付け終了となります。

下水道利用資金融資あっせん制度

金融機関から対象工事費資金の融資(限度額150万円)を受ける場合に、その利子を上下水道部が負担します。

下水道受益者負担金制度

問 上下水道部下水道建設課(11番窓口)

TEL 645-1177(内線322) FAX 645-8345

公共下水道が整備されると、周辺環境が良くなり、土地の利用価値が増大します。そこで、下水道が整備されることによって利益を受けられる方(受益者)に建設費の一部を負担していただくものです。

負担金額 負担金単価(主に460円/㎡)に土地面積を乗じた額

賦課期間 下水道工事完了の翌年度から

納付方法 3年に分割し、さらに1年を3回(7月・10月・翌年1月)の納期に分けて納付

農業集落排水事業

問 農村整備課 TEL 641-1212(内線442) FAX 624-8426

農業集落排水事業によって整備された地区(宝沢、中里、藤沢、上野、双葉、漆房、山田、東山)については、お問い合わせください。

住まい・土地・交通

土地取引には届け出が必要です

問 企画調整課 TEL 641-1212(内線220) FAX 623-0703

土地売買等の契約をしたら

一定面積以上の土地について、売買等の契約をした場合には、当事者のうち権利取得者(売買の場合であれば買主)は、土地の利用目的・取引価格等を書いた届け出書に必要書類を添付して、契約締結後2週間以内に届け出てください。利用目的について審査を行い、利用目的が土地利用に関する計画に適合しない場合、届け出の日から起算して原則3週間以内に利用目的の変更を勧告し、その是正を求めることがあります。また、土地の利用目的について、必要な助言をすることがあります。

届け出の必要な面積

- 市街化区域 2,000㎡以上
- 市街化調整区域 5,000㎡以上
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

売買等の契約に該当するもの

売買、共有物持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、交換、予約完結権・買戻権の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡

地価公示価格・地価調査価格について

地価公示・地価調査とは、各地域で標準的な使われ方をしている土地を選んで、その適正な土地価格を公表するもので、土地を売買する際の目安となります。閲覧を希望する方は企画調整課へお越しください。

また、地価公示の結果は国土交通省ホームページ、地価調査は山形県ホームページでご覧になれます。

建物を新築・増築するとき

問 建築指導課

TEL 641-1212(内線475) FAX 624-8900

問 まちづくり政策課

TEL 641-1212(内線518) FAX 624-8407

- ▶建築物の新築または10㎡を超えて(防火地域・準防火地域の場合は面積に関係なく)増築をする場合は、建築確認申請書の提出が必要です。

(建築指導課 内線475)

- ▶都市計画決定されている都市施設(都市計画道路など)内で建築物の新築等を行う場合は、あらかじめ許可を得る必要があります。

(まちづくり政策課 内線518)

- ▶山形市立地適正化計画に定める誘導区域外で、特定の建築等行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに市への届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

(まちづくり政策課 内線518)

〈以下は広告スペースです〉

■一般家屋・商業施設・各種解体工事 ■産業廃棄物処理業・収集・運搬業
■アスベスト除去工事 ■ダイオキシン対策工事 ■建築工事請負
■土木工事請負 ■骨材販売・盛土造成工事請負

たしかな技術に未来が映える



井上工業株式会社

〒990-2482 山形市久保田2-1-47

TEL:023-645-8877

FAX:023-645-8395



開発行為をするとき

問 まちづくり政策課

TEL 641-1212(内線520) FAX 624-8407

▶ 下記の開発行為を行おうとする方は、あらかじめ許可を得る必要があります。

(許可を要する面積)

- 市街化区域 1,000㎡以上
- 市街化調整区域 面積にかかわらず全て
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

※開発行為とは

主に建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更をいい、造成工事等を行い建築(宅地分譲)する場合や、農地等を宅地に転用して建築する場合等が該当します。

▶ 山形市立地適正化計画に定める誘導区域外で、特定の開発行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに市へ届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

(まちづくり政策課 内線518)

建築物の解体等をするとき

問 建築指導課 TEL 641-1212(内線475) FAX 624-8900

下表の規模以上の工事を行う場合は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画などの届け出書を提出する必要があります。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替え (リフォーム等)	工事金額(税込) 1億円以上
その他の工作物に関する工事 (土木工事等)	工事金額(税込) 500万円以上

〈以下は広告スペースです〉

- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・産業廃棄物処分業
- ・解体工事業
- ・一般廃棄物収集運搬業(上山市・山形市)
- ・一般建設業



アースリストア株式会社

上山市狸森字焼山309-3
TEL.023-675-2010 FAX.023-675-2556

山形営業所
山形市大字中野目838-1 TEL.023-682-9282
<http://earth-restore.com/>

解体工事は、おまかせ下さい。



(有)寿建物解体

KOTOBUKI

023 (646) 5848

コワシヤ

山形市下反田166-4

☐ 建物解体工事 ☐ 産業廃棄物収集運搬 ☐ 中間処理破碎



株式会社 やいち

〒990-2211 山形県山形市十文字字大原523

TEL:023-687-3781 FAX:023-687-3780

産業廃棄物処分業 第0621009299号 産業廃棄物収集運搬業 第061009299号 特別管理産業廃棄物収集運搬業 第0661009299号

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助

問 建築指導課 TEL 641-1212(内線478) FAX 624-8900

市民の皆さんの地震対策を支援するために、耐震診断・耐震改修に補助金を交付します。

対象となる建築物

平成12年5月31日以前に建築された木造在来工法の2階建て以下の戸建て持ち家住宅

●山形市木造住宅耐震診断事業

木造住宅の耐震診断を行う場合、補助制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

●山形市木造住宅耐震改修補助事業

上記の診断結果、基準に満たない住宅の耐震改修工事を行う場合、補助制度があります。高齢者住宅に限り、補助額を加算します。詳しくは、お問い合わせください。

「長期優良住宅」の認定

問 建築指導課 TEL 641-1212(内線475) FAX 624-8900

住宅を新築、増改築または改修する場合、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた「長期優良住宅」について、その計画の認定を受けることができます。

「長期優良住宅」(新築・増改築)の建築および維持保全に関する計画の認定を受けた住宅は、税制上の特例措置や地震保険料の割引等が受けられます。

※「長期優良住宅」は、工事を行う前に所定の認定基準に適合させる必要がありますので、あらかじめご相談ください。

「低炭素建築物」の認定

問 建築指導課 TEL 641-1212(内線475) FAX 624-8900

市街化区域内において、建築物の新築等または建築物への空気調和設備等の改修を行う場合、一次エネルギーの消費量が一定量以上減らされていることなど、低炭素化の措置が講じられた「低炭素建築物」について、その計画の認定を受けることができます。

「低炭素建築物」の認定を受けた建築物が住宅または住戸の場合、税制上の優遇措置が受けられます。

※「低炭素建築物」は、工事を行う前に所定の認定基準に適合させる必要がありますので、あらかじめご相談ください。

〈以下は広告スペースです〉

KOKEN KOGYO

総合建設業

コーケン工業株式会社

代表取締役 佐々木 功一

山形市大字中野432

TEL/FAX 023-681-8007

〈以下は広告スペースです〉



株式会社 安江起業

SERVICE 事業内容

一般建築塗装工事をはじめ、
雨樋工事、外構工事、
冬季には雪下ろしや除雪の事業も
行なっております。

〒990-2355
山形県山形市大字二位田23番地5
TEL/FAX 023-607-3168
営業時間 8:00-17:00
定休日 日曜
駐車場 / 有り



山形の住に貢献!

株式会社 **ヤマケン**
山建工業株式会社
山建設備株式会社
株式会社 ヤマケンマシナリー
ヤマケン 新生活館
ホームセンター **ヤマケン**

ヤマケングループ
本社/山形市流通センター三丁目8番地の1
TEL:023-633-3000(代)



市営住宅への入居

問 山形市市営住宅管理センター TEL 673-0300 FAX 673-0301

市営住宅は、住宅に困っている方が健康で文化的な生活ができるよう、国と市の経費で建設し、安い家賃で賃貸している住宅です。法律や条例に基づいて管理運営されており、住宅の家賃は入居者の収入などによって決定されます。

入居申し込みの資格

次の条件を満たす方

(1) 持ち家がなく、住宅に困っている方

(2) 同居する家族(親族)がいる方

※家族を不自然に分割した申し込みはできません。

※結婚予定の方は結婚3カ月前から婚約者を同居者として申し込みできます。

※単身の方でも申し込みできる部屋があります。詳しくは、お問い合わせください。

(3) 収入(月額)が、条例の基準を超えていない方

※収入(月額)の算出方法については、世帯の状況により控除金額などが異なりますので、事前にお問い合わせください。

サービス付き高齢者向け住宅の登録等

問 住宅政策課 TEL 641-1212(内線471) FAX 624-9902

山形市に所在するサービス付き高齢者向け住宅に関する登録等の事務手続き等を行います。

- サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、変更登録
- 登録事務規定の変更の命令
- 登録事業者等に対する報告、検査等
- 指定登録機関に関する監督命令

市有地の売却

問 資産マネジメント課

TEL 641-1212(内線335) FAX 624-8895

利用計画のない市有地は、原則として一般競争入札による処分を行っています。

実施する場合は、事前に山形市公式ホームページなどでお知らせします。

一般競争入札による処分に適さない場合は、随意契約や公募抽選等で処分する場合があります。

コミュニティバス・地域交流バス

問 公共交通課 TEL 641-1212(内線438) FAX 623-0703

路線バスが廃止された地域等の交通手段を確保するため、コミュニティバス高瀬線(紅花バス)と地域交流バス南部線を運行しています。

市街地では東部・西部地域と中心市街地を結ぶコミュニティバス東部・西部循環線(ベニちゃんバス〈東くるりん・西くるりん〉)を運行しています。

運賃・運行日

路線名(運行地域)	運賃	運行日
コミュニティバス高瀬線 (高瀬・楯山地区～中心市街地)	大人(中学生以上)300円、小学生150円 ただし、一定区間内の乗り降りの場合:大人(中学生以上)200円、小学生100円	月～金曜日 ※祝日(振替休日含む)、年末年始(12月29日～1月3日)は運休
地域交流バス南部線 (村木沢・本沢・南山形地区～中心市街地)	大人(中学生以上)200円、小学生100円	火曜日 ※祝日(振替休日含む)、年末年始(12月29日～1月3日)は運休
コミュニティバス東部・西部循環線 (ベニちゃんバス〈東くるりん・西くるりん〉) (市街地東部・西部地域～中心市街地)	東部・西部エリアまたは中心市街地エリア内の乗り降りの場合:大人(中学生以上)100円、小学生50円 エリアをまたいだ乗り降りの場合:大人(中学生以上)200円、小学生100円	毎日運行 ※元日を除く

※いずれも未就学児は無料。障がい者、車いす利用者等は上記の半額。

コミュニティサイクル

問 公共交通課 TEL 641-1212(内線926) FAX 623-0703

スマホを使った簡単な手続きで、24時間自由に借りて・返却できる自転車貸し出しサービス(有料)です。市内各所にサイクルポートを設置し、ポート間で電動アシスト自転車を自由に利用できます。中心市街地の回遊や通勤通学に便利です。

車両数 284台

利用料金 基本:50円/15分毎(1,600円/24時間上限)
定額:1,000円/1日

利用方法 専用アプリ「ecobike」をインストールの上、会員登録をしてください。



勤労者のために

勤労者のための助成制度

問 産業政策課
TEL 641-1212(内線415) FAX 616-3535

▶ 勤労者生活安定資金融資あっせん制度

勤労者の生活安定を図るため、労働組合のない会社などに勤務している労働者の生活で一時的に必要な生活資金を融資します。上限額、返済期間等は資金使途によって異なりますので、下記お問い合わせ先へご相談ください。

利用申し込み・お問い合わせ

東北労働金庫山形支店 TEL 631-0511 FAX 624-3184

(一社)山形勤労者福祉サービスセンター (愛称:ナイスサポート)

問 TEL 687-0021 FAX 687-0022
所在地:七日町1-4-18

中小企業勤労者の福利厚生充実と、中小企業の振興発展を図るため、各種事業を行っています。

主な事業内容

- 共済給付事業
祝金、見舞金、弔慰金等の給付
- 余暇活動事業
各種レクリエーション事業、保養施設利用補助、あっせんチケット購入補助等
- 自己啓発事業
各種教室・講座の開催
- 健康維持増進事業
健康診断等、プール・スケート場利用補助、スキーリフト券補助

加入対象

- 山形市内の中小企業に勤務する従業員およびその事業主
- 山形市内に居住し、市外の中小企業に勤務する方

入会金・会費

入会金200円、会費(一人当たり)月500円(または600円)

詳しくは、お問い合わせください。

農業・林業者のために

貸付制度

問 農政課 TEL 641-1212(内線429) FAX 641-1865

▶ 農業後継者および認定農業者育成支援事業貸付制度

おおむね20歳～40歳の農業後継者および認定農業者が営農に必要な施設の設置や農機具・家畜の導入、種苗、生産用資材購入等に要する資金に対し、低利で融資しています。最寄りの農協へご相談ください。

▶ 農業近代化資金制度

農業者の資本装備の高度化、農業経営の近代化を図るための資金を低利で融資する制度です。最寄りの農協または銀行等へご相談ください。

▶ 農業経営基盤強化資金制度

農業経営改善計画の達成に必要な資金を低利で融資する制度です。日本政策金融公庫、最寄りの農協または銀行等へご相談ください。

市民農園

問 農政課 TEL 641-1212(内線455) FAX 641-1865

農協と協力して、市民の健全な余暇利用の推進および消費と生産に対する理解の増進を図るため、農家の方が開設した農園を山形市市民農園として登録しています。市民農園を開設する場合や利用を希望する場合は、最寄りの農協へご相談ください。

農振除外手続き・農用地証明

問 農政課
TEL 641-1212(内線429) FAX 641-1865

▶ 農振除外手続き

農用地区域内の土地を転用する場合は、所定の手続きを行う必要がありますのでご相談ください。

▶ 農用地証明の交付

農地の所有権を移動したときなど、所有する農地が農用地区域内であるか農用地区域外であるかの証明書を交付します。

手数料 1通300円

伐採の届け出・森林の土地の所有者届け出・入林許可証

問 森林整備課

TEL 641-1212(内線448) FAX 624-8426

▶ 森林の立木を伐採するときは伐採および伐採後の造林の届け出が必要です

届け出が必要な方

立木を伐採する方および森林所有者

届け出期間

伐採を行う日の90日前から30日前まで

▶ 森林の土地の所有者となった方は届け出が必要です

届け出が必要な方

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方(面積不問。国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出している方を除く)

提出期限

森林の土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村へ届け出をしてください。

▶ 入林許可証

国有林野(山寺、高瀬、東沢、滝山、蔵王)内での山菜等の採取には、入林許可証が必要です(国有林と隣接する地区の方々には共用者証を発行します)。

有効期間 1年間(入林許可証に記載された期間)

発行手数料 500円(1区域ごと)

農地の権利移動

問 農業委員会事務局

TEL 641-1212(内線775) FAX 624-8902

▶ 農地の権利を移動するとき

農地を売買、贈与、貸借、転用等するときは、農地法の許可が必要です。申請の受け付けは、毎月20日～25日です。市街化区域内の農地を転用する場合は、あらかじめ届け出が必要です。届け出は、随時受け付けています。

商工業者のために

▶ 中小企業振興育成制度

中小企業の振興を図るため、施設基盤等の整備事業や経営活性化の事業を行う場合、次のような助成制度があります。

1. 商業環境整備に対する助成
2. 商店街振興に対する助成
3. 中心市街地区域内での空き店舗の活用に対する助成
4. 伝統的工芸産業の振興に対する助成

問 ブランド戦略課 TEL 641-1212(内線422) FAX 624-8896

5. 人材養成に対する助成
6. 組織活動に対する助成
7. 新製品・新技術開発に対する助成
8. 販路拡大に対する助成

問 産業政策課 TEL 641-1212(内線416) FAX 616-3535

資金の融資あっせんのご案内

問 産業政策課 TEL 641-1212(内線416) FAX 616-3535

中小企業者の経営基盤の安定と強化および魅力ある企業としての環境改善等を図るため、産業振興資金をはじめとする各種資金を低利で融資します。

申し込み 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、商工中金、山形信用金庫

創業支援

問 産業政策課 TEL 641-1212(内線416) FAX 616-3535

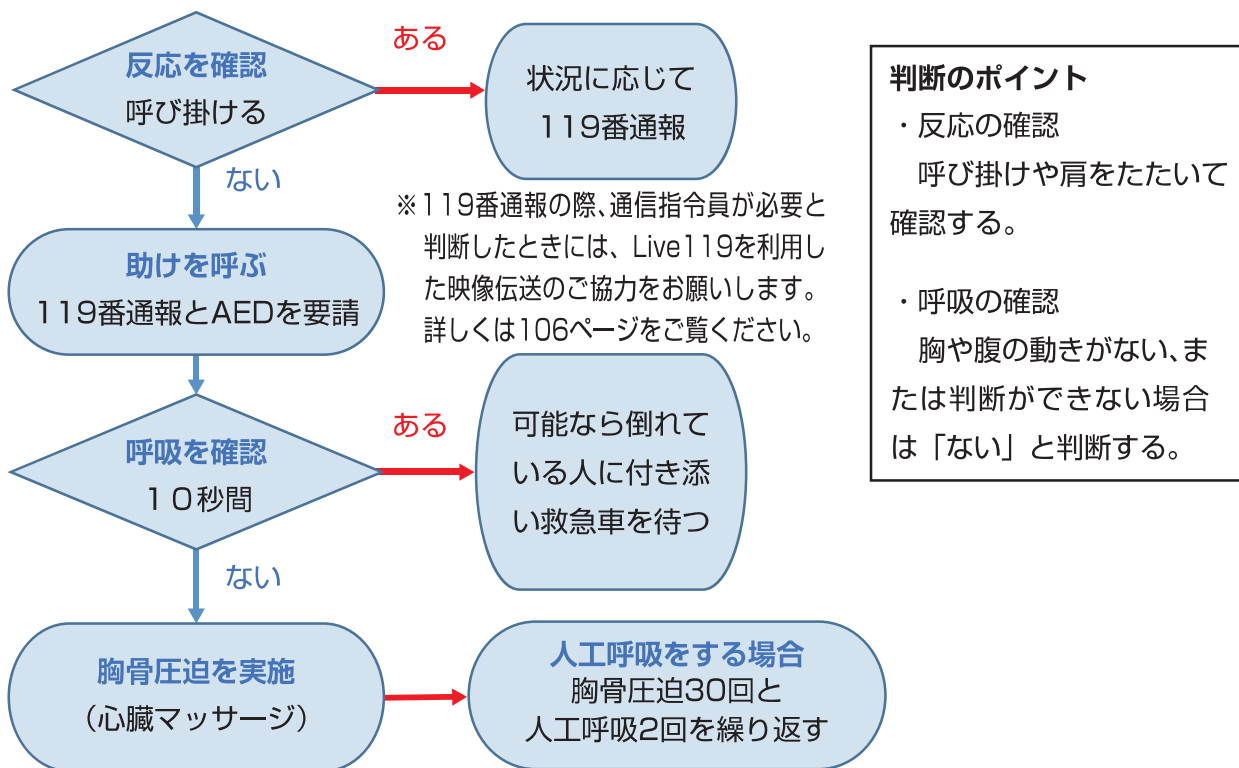
山形市では、創業支援事業計画を作成し創業支援機関と連携して、市内で創業の準備をしている方、創業を検討している方の支援を行っています。創業をお考えの方はお気軽にご相談ください。



安全・安心

倒れている人を見つけたら

問 消防本部 救急救命課 TEL 634-1193 FAX 624-6687



※人工呼吸をしない場合は胸骨圧迫のみ実施する。

また、子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高いため、行う意思があれば実施する。

AEDが到着したら

電源を入れ、
電極パットを貼り付け、
音声に従い操作する。

感染症への注意点

知らない人の場合は、感染を疑って対応する。
・口や鼻にマスクやハンカチ等をかぶせる。
・人工呼吸は行わず、胸骨圧迫のみ実施する。

胸骨圧迫（心臓マッサージ）のポイント

- ・強く 手の付け根を胸の真ん中に置いて5cm沈み込むまで
 - ・速く 1分間に100～120回の速さで
 - ・絶え間なく 救急隊と交代するまで、または嫌がるなどの動作があるまで
- ※子どもの場合の圧迫の強さは、胸の厚さの3分の1を目安に

AEDによる処置は、一般の方も実施可能です！

山形市消防本部では応急手当講習会（心肺蘇生法等）を定期的を開催しています。
団体からの開催依頼に基づいて対応もしていますのでお問い合わせください。



安全・安心

火災や災害を発見したら 119番

問 消防本部 通信指令課 TEL 634-1198 FAX 631-7320

「火事ですか、救急車の要請ですか」の問いに「火事です」と告げ、慌てずに通信指令員の質問に答えてください。災害の場合は、どのような状況なのかをはっきりと伝えてください。

質問する内容は、火事・災害の住所・場所(目標となる建物等の名称)、何が燃えているか(建物の場合何階が燃えているか)、逃げ遅れやケガ人の情報等です。消防車が向かう住所や場所が確認できた時点で、消防隊は出動の準備に入りますので、住所等を告げた後も通信指令員の質問に落ち着いて答えてください。

救急車が必要なときは 119番

問 消防本部 通信指令課 TEL 634-1198 FAX 631-7320

「火事ですか、救急車の要請ですか」の問いに「救急車の要請です」と告げ、慌てずに通信指令員の質問に答えてください。

質問の内容は、救急車が向かう住所・場所(目標となる建物等の名称)、病気なのかケガなのか、具合の悪い方とお話することができるかどうか、症状などです。救急車が向かう住所や場所が確認できた時点で救急隊は出動の準備に入りますので、住所を告げた後も通信指令員の質問に落ち着いて答えてください。

症状やケガの状態により、必要となる応急手当の方法を通信指令員が指導しますので、ご協力をお願いします。

救急車を呼んだのに消防車が来ることについて

傷病者が心肺停止に陥っており、救急隊よりも消防隊の方が早く現場に到着できるような状況などでは、救急隊の活動を支援する目的で近くの消防隊を出動させる場合があります。

救急車のサイレンについて

119番通報時に、「サイレンを鳴らさないで来てください」との要望がありますが、救急車は傷病者を安全、迅速に医療機関へ搬送することを目的とした緊急自動車であり、緊急走行時はサイレンを鳴らすよう道路交通法等で定められています。ご理解をお願いします。

Live119(通報現場を見える化する映像通報サービス)

Live119は119番通報の際、音声のみによる状況把握が難しい交通事故現場や、心臓マッサージの指導を行うために指令員が必要と判断した場合に通報された方のスマートフォンのカメラ機能を利用して現場の状況を確認します。指令員からLive119の使用を依頼された場合はご協力よろしくお願いします。

聴覚・発語に障がい等がある方

問 消防本部 通信指令課 TEL 634-1198 FAX 631-7320

ファクス119

所定のファクス用紙に火災や救急の別、緊急自動車に向かう住所や場所、燃えているものや、傷病者の症状等を記載し、ファクス番号「119」で送信することで、緊急通報ができます。

「119番ファクス用紙」は山形市公式ホームページからダウンロードしてご利用ください。

NET119

消防車や救急車を要請する場合にのみ、携帯電話等のアプリ機能を利用して緊急通報することができます。利用には事前登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

24時間健康・医療相談サービス

問 消防本部 通信指令課 TEL 634-1198 FAX 631-7320



119番に迷ったときは

24時間健康・医療相談サービス

0120-023-660

【山形市・山辺町・中山町にお住まいの方が対象です】

専門スタッフが24時間無料で、わかりやすくアドバイスいたします。

消防車出動状況と休日・夜間の当番医の案内

問 消防本部 通信指令課 TEL 634-1198 FAX 631-7320

	消防車出動状況	休日・夜間の当番医
電話	TEL 050-1807-3119 自動音声で案内します	TEL 634-1198 消防本部通信指令課の職員が対応します
インターネット	災害等情報配信サービス登録者に配信します ※下記説明参照	山形市公式ホームページの「医療機関の情報」をご覧ください



災害等情報配信サービス

各種情報をEメールで配信するサービスです。

事前に登録しておくことで、消防車が出動したときに、災害種類(火災・事故等)と、おおよその出動場所の情報が配信されます。

※深夜の出動時にも配信されますので、登録時はご注意ください。

市民防災センター

問 TEL 643-1191 FAX 643-1193

所在地:西崎9-1

概要

地震や火災などの災害予防について、体験を通して学び、防災・減災に役立てる体験コーナーや学習施設のほか、自主防災組織の支援を行う相談室があります。

主な施設

体験コーナー(消防士なりきり・地震・消火・煙・応急手当・119番通報・災害用伝言ダイヤル171)・防災学習室・自主防災相談室・消防ミニカー展示等

利用時間・使用料 ●午前9時30分～午後4時 ●無料

休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、12月29日～1月3日

利用方法

団体(10人以上)の場合は、事前申し込みが必要です。(個人の場合は、事前申し込みは不要)ご利用の際、「利用申込書」へご記入ください。

※体験コーナーご利用の際は、職員が案内します。

火災予防

問 消防本部 予防課 TEL 634-1195 FAX 624-6687

一人暮らしの高齢者世帯の防火診断

一人暮らしの高齢者世帯(75歳以上)からの火災を未然に防止するため、防火指導員が訪問し、コンロやストーブなど、火を取り扱う場所を見せていただき、火災予防の指導を行っています。

住宅用火災警報器の設置等

住宅火災からの逃げ遅れによる死傷者をなくすために、住宅用火災警報器を設置・点検しましょう。

●設置が義務化されている場所

寝室内・寝室のある階の階段上部

台所や仏間など火を使う部屋も設置に努めましょう。

住宅用消火器の設置

消火器は初期消火に非常に有効です。

軽量で扱いやすい住宅用消火器を設置しましょう。

消火器の処分

耐用年数を経過したものや、容器がさびたり腐食している消火器は、使用時に破裂する等の事故が全国的に発生しているため、消火器のリサイクルを行っています。

廃棄しようとする消火器は、絶対に分解したり薬剤を放出したりしないで、お近くのリサイクルシステム取扱窓口へお問い合わせください。

火災による「り災証明書」の交付

火災に遭ったとき、税の軽減等の請求などに「り災証明書」が必要な場合があります。予防課窓口で申請書に記載してください。即日交付します。証明手数料は1部300円です。

交通安全・防犯・暴力団排除

問 市民課 TEL 641-1212(内線387) FAX 624-8411

交通安全教室への派遣

幼児、小・中学生および高齢者を対象にした交通安全教室に、交通安全専門指導員を派遣します。講話や実地訓練、映像を使用するなど希望の内容で交通安全の指導に当たります。園や学校、町内会や老人クラブなどでお申し込みください。

交通遺児激励金等の支給

交通事故により父母等を失った場合や、父母等が生計を維持できない程度の心身障がい者になった場合、その交通遺児を対象に激励金等を支給しています。

山形県交通安全母の会連合事業

内容 激励見舞金、勉学等奨励金ほか

対象 0歳～18歳(18歳に達した日の属する年度の末日まで)

申請に必要な書類

申請書、交通事故証明書、住民票の写し(世帯全員)

防犯パトロールの実施

子どもを狙った犯罪を抑止するため、交通安全指導車等(かもしか号)4台に青色回転灯を装着し、主に小学校の下校時に合わせて、通学路の防犯パトロールを実施しています。

山形市暴力団排除条例

暴力団または暴力団員等の不当な活動の排除に関して、市・市民および事業者の責務を明らかにし、市の講ずべき措置を定めて、市民の安全で平穏な生活の確保等を目的にしています。



安全・安心



市民活動

広報・広聴

市政のお知らせ

問 広報課 TEL 641-1212(内線229) FAX 641-2535

▶ 広報やまがた

広報やまがたは、毎月2回、1日と15日に発行し、自治組織で決めた配布者等を通じて各世帯に配布しています。市のさまざまな施策や事業を特集で分かりやすく紹介するとともに、市民生活に役立つ各種お知らせやイベントなどを掲載しています。

視覚障がい者の方には点字広報を発行。点字を読めない方へはCDに録音した声の広報や音声コード版でお知らせしています。

▶ テレビ・ラジオ広報

- やまがた市政の目(YBC)
毎月第2土曜日 午前9時40分～(15分間)
- やまがたCity情報(YTS)
毎月第3金曜日 午後7時54分～(3分間)
- マイタウンやまがた(TUY)
毎月第1・第3日曜日 午前11時40分～(1分間)
- 山形市情報ウェブ(SAY)
毎月第2・第4木曜日 午後8時54分～(1分間)
- やまがたタウン情報(ダイバーシティメディア)
毎日 午前8時25分～(5分間)
- 山形シティナビゲーション
(エフエム山形・FM80.4MHz)
毎週月～金曜日 午前8時30分～(3分間)
- ハロー山形声の広報(ラジオモンスター・FM76.2MHz)
毎週月～金曜日
午前8時～(10分間)、午前9時50分～(5分間)
午後1時30分～(10分間、市職員の生出演など)
午後5時45分～(5分間)
- 村山地域耳寄り情報(ラジオモンスター・FM76.2MHz)
毎週月～金曜日
午前7時30分～(10分間)、午後6時30分～(10分間)
毎週日曜日 午前9時～(10分間)

▶ 山形市公式ホームページ

山形市からのお知らせ、イベント情報、観光情報など、多彩な情報を発信しています。



▶ 山形市LINE公式アカウント

さまざまな暮らしの情報やイベント情報など、市からのお知らせをタイムリーにお届けしています。スマートフォンなどで「友だち」になると、トーク画面でごみの分別検索や道路などの損傷の通報、児童遊戯施設の予約ができます。また、緊急時には災害情報などを発信します。右のQRコードから、ぜひ、友だち登録をお願いします。



▶ 山形市公式フェイスブックページ

山形市からのお知らせ、イベント情報、観光情報などを随時発信しています。



▶ メールマガジン

市民の皆さんの生活と密接に関連する、防災や安全・安心に関する情報などを配信しています。登録は、山形市公式ホームページまたは右のQRコードから行ってください。



- 防災情報(災害情報、防災情報、避難情報等)
- 子ども安全情報(不審者情報等)
- 山形市消防本部災害情報メール配信サービス(消防車出勤情報)
- 消費生活メールマガジン(悪質商法の注意喚起情報、消費者事故情報、消費生活イベント等)
- ふるさとだより(イベント情報、山形新聞掲載の山形市関連記事)
- クマ出没情報メールマガジン(市内のクマ出没情報)
- ひとり親家庭への情報メールマガジン(公的支援制度の案内等)

ご存じですか？町内会・自治会の役割

問 広報課 TEL 641-1212(内線231) FAX 641-2535

町内会・自治会は、「住民により自主的に組織された住民のための自治組織」です。一定の区域内に住んでいる人たちが、お互いを理解し、協力しながら快適で住みよい地域社会を実現するため、環境の整備や住民福祉の向上など、さまざまな地域課題に取り組む活動をしています。

現在、山形市内には、500を超える町内会・自治会等がそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくり活動を展開しています。

⑤ 主な活動事例

- 親睦活動(夏祭りや盆踊りなど)
- 安全対策活動(防犯、防火、防災、交通安全活動など)
- 地域福祉活動(青少年健全育成、敬老会など)
- 環境美化活動(清掃、ごみ集積所の管理、花壇作りなど)
- 防犯活動(公衆街路灯の管理など)
- 広報活動(回覧板での広報、会報の発行など)
- 集会施設の維持管理

※加入についてのお問い合わせは、お住まいの地区の町内会・自治会へ。町内会・自治会が分からない場合はお問い合わせください。

⑥ 自治活動への支援

町内会等の自治活動を支援するため、市は、地域集会所建設などに対する補助、公衆街路灯の管理に対する補助、一斉除・排雪作業に対する報償金の支給などの支援を行っています。

市民の声を市政に

問 広報課 TEL 641-1212(内線231) FAX 641-2535

⑦ 自治推進委員制度

地域内の自治活動の推進、広報・広聴活動を実施してもらうために、各町内会・自治会等の長に自治推進委員を委嘱し、市民と市政のパイプ役を果たしていただいています。

⑧ 市政懇談会

市と地区自治推進委員等が協力して、市長を囲む市政懇談会を開催しています。地域の課題から市政全般について話し合い、まちづくりへのご意見を市政に反映していきます。

⑨ パブリック・コメント制度

市の計画等に市民の皆さんの意見をお聞きし、反映させる制度です。

⑩ みんなの意見・提言コーナー

山形市公式ホームページに「みんなの意見・提言」コーナーを設け、市政全般に係る意見・提言をいただき、市が回答しています。回答は山形市公式ホームページ上で公開しています。

⑪ 施設見学会

市の施設が果たしている役割を理解し、市政に対する理解を深めていただくため、5月～11月毎週火～金曜日に、団体を対象にバスで市の施設の見学会を行っています。7月と10月には個人で参加できる施設見学会も行っています。

市民活動支援

管理職による出前講座～出前の達人～

問 企画調整課 TEL 641-1212(内線223) FAX 623-0703

市の管理職が地域に足を運び、市の施策などについて市民の皆さんと意見交換を行う出前講座を実施しています。希望に応じて、直接情報を提供するとともに、市民ニーズを把握し、市民の皆さんと行政が連携して地域の発展を図ります。

山形市コミュニティファンド

問 企画調整課 TEL 641-1212(内線223) FAX 623-0703

行政が皆さんからの善意の寄付の受け皿となり、市民活動へ補助する仕組みです。いただいた寄付は、市民活動団体が行う公益活動に対する補助を通じて、さまざまな地域貢献に活用されます。

● 寄付の受け入れ

分野希望寄付、団体希望寄付は5,000円から、一般寄付は1,000円からお受けしています。寄付をする場合には、各種税制控除が適用されます。

寄付の種類	概要
分野希望寄付	「山形市発展計画2025」の内容に則した分野の中から寄付者が選んだ分野に、寄付金を積み立てします。10万円以上寄付する場合、希望により自ら愛称を設定した個別ファンドを設けることができます。山形市で設置している「やまがたde愛ファンド」にも積み立てることができます。
団体希望寄付	寄付者が希望した市民活動団体(登録団体に限る)ごとに積み立てします。
一般寄付	特定の分野や団体の希望がない寄付は一般寄付として積み立てし、一般補助の原資として活用します。

● 補助

寄付を原資に、3種類の補助により市民活動を支援しています。

補助の種類	概要
分野補助	各分野の目的に合致する公益事業を支援します。
団体補助	山形市コミュニティファンドに登録された市民活動団体の活動を支援します。
一般補助	市民活動団体が地域課題解決に向けて、新たにに取り組む公益事業を支援します。

※詳しくは、山形市コミュニティファンド公式ホームページをご覧ください。



市民活動支援センター

問 TEL 647-2260 FAX 647-2261

所在地:城南町1-1-1(霞城セントラル22・23階)

概要 市民活動に関する講座や情報発信、NPO法人・市民活動・ボランティアに関する相談や支援等を行っています。

主な施設 ミーティングコーナー、印刷・作業コーナー、ロッカー、メールボックス、図書・資料コーナー、高度情報会議室(100人)、会議室A(15人)、会議室B(20人)

主な事業 市民活動・ボランティアに関する各種相談や情報発信、各種講座の開催

利用時間 午前9時～午後9時
会議室、印刷・作業コーナーは午後10時まで(事前予約制)

休館日 月曜日、祝日(月曜日と祝日が重なった場合はその翌日も)、年末年始

利用方法 印刷・作業コーナー、ロッカー、メールボックスを利用する場合は、利用登録団体としての登録が必要

消費生活

消費生活センター

☎ TEL 647-2201 FAX 647-2202

所在地:城南町1-1-1(霞城セントラル3階)

概要 消費者トラブルに関する相談や消費者の啓発などを行う施設です。国や県、各種業界団体等からさまざまな情報の収集・提供、施設の貸し出しなども行っています。

主な施設 相談室、研修室、展示コーナー、幼児ルーム、消費者活動室

利用時間 午前8時30分～午後5時15分
(消費生活相談は午前9時～午後5時)

休館日 月曜日、祝日(月曜日と祝日が重なった場合はその翌日も)、年末年始

利用方法 研修室、展示コーナーは利用日の1カ月前の月の初日から申し込むことができます。子育て中の方も参加しやすいように幼児ルームを備えています。消費生活センター登録証の交付を受けている団体は、利用日の2カ月前の月の初日から申し込むことができます。ほか、消費者活動室を利用することができます。

男女共同参画

男女共同参画推進条例に基づいて市民の皆さん、事業者等の皆さんとともに男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画センター「ファール」を拠点施設として、さまざまな事業を実施しています。

男女共同参画センター「ファール」

☎ TEL 645-8077 FAX 645-8055

所在地:城西町2-2-22(総合福祉センター4・5階)

概要 男女共同参画社会の実現を目指して、市民の皆さんの学習や活動を支援し、相談・交流する施設です(相談事業は 45ページ参照)。

主な施設 研修室1、研修室2・視聴覚室、会議室、保育室、相談室、ワーク室、交流コーナー、情報コーナー

主な事業

- 男女共同参画に関する講座・イベントの開催
- 広報事業(情報紙「ファール」発行)
- 市民活動 支援事業
- 相談事業(一般・法律・女性の健康)
- 情報提供事業(図書の貸し出しなど)

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 祝日、振替休日、年末年始

利用方法 男女共同参画に関する活動に利用できます(営利目的利用は不可。貸館は団体利用)。利用申し込みは利用日の1カ月前の月の初日から受け付けますが、使用登録団体として登録すると、利用日の2カ月前の月の初日から申し込むことができます。交流コーナー、情報コーナーはどなたでも利用できます。

国際交流

国際交流センター

☎ TEL 647-2275 FAX 647-2278

所在地:城南町1-1-1(霞城セントラル2階)

概要 国際交流の推進および多文化共生社会の実現のため、市民の国際交流、国際協力、国際理解活動に対する支援、友好姉妹都市等との交流や情報提供、在住外国人支援、民間団体活動室の貸し出しなどを行っています。

主な施設 交流ラウンジ、友好姉妹都市コーナー、民間団体活動室1(45人)、民間団体活動室2(36人)

利用時間 午前9時30分～午後6時

休館日 月曜日、祝日(月曜日と祝日が重なった場合はその翌日)、年末年始

利用方法 交流ラウンジはいつでも利用できます。民間団体活動室の利用は、国際交流等に関する活動で、利用日の1カ月前の月の初日から申し込むことができます。民間団体活動登録証の交付を受けている団体は、利用日の2カ月前の月の初日から申し込むことができます。

情報公開・個人情報保護

問 市民相談課 TEL 641-1212(内線254) FAX 624-8418

情報公開制度

行政文書の公開

市が作成または取得した文書(行政文書)を、どなたからの求めにも応じ、個人に関する情報など一部の情報を除き原則として公開します。

請求の窓口、請求の方法

市役所1階の市民相談課情報公開窓口に備え付けの請求書に必要事項を記入の上、提出してください。郵送やFAX、電子申請による請求もできます。

公開・非公開の決定

公開するかどうかは、請求を受けた日の翌日から14日以内に決定し、文書でお知らせします(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります)。

公開の方法

行政文書の公開(閲覧・視聴・写しの交付)は、決定通知書でお知らせする日時・場所で行います。閲覧・視聴は無料ですが、写しの交付を希望する場合は、実費をいただきます。

付属機関等の会議の公開

審議会や懇話会などの付属機関等の会議を、原則として公開しています。

付属機関等の名称、開催日時、場所、会議の内容については、情報公開窓口、山形市公式ホームページの「審議会等の公開」でお知らせしています。

公開された会議の会議資料・会議録は、各担当課の窓口、山形市公式ホームページの「審議会等の公開」からご覧ください。

個人情報保護制度

市民の皆さんの個人情報を個人情報の保護に関する法令等により適切に取り扱い、保護しています。また、自分の情報について開示、訂正、利用停止を求める権利を保障しています。

「個人情報」とは、住所、氏名、生年月日、職業、学歴、財産など、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

個人情報を適切に取り扱うためのルール

保有に関する制限

法令・条例で定められた事務を行うために必要な範囲内で個人情報を保有します。

不適正な取得の禁止

偽りその他不正な手段で個人情報を取得しません。

利用・提供の制限

個人情報を事務の目的の範囲を超えて内部で利用したり、外部に提供したりすることは、原則、行いません。

その他適正な管理

事務の目的に必要な範囲内で個人情報の正確性を保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないよう適正に管理します。また、不要となった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報の開示、訂正、利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人がその開示を請求することができます。開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときはその訂正を、取り扱いのルールに違反して取り扱われているときは、その利用停止を請求することができます。

請求の窓口、請求の方法

市役所1階の市民相談課情報公開窓口に備え付けの請求書に必要事項を記入の上、提出してください。免許証など本人であることを証明するものが必要です。郵送による請求もできます。本人であることを証明する書類の写しおよび住民票の写しを請求書と併せて送付してください。

開示・非開示等の決定

開示請求の場合は、請求を受けた日の翌日から14日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合は、請求を受けた日の翌日から30日以内に開示するかどうかなどを決定し、文書でお知らせします(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります)。

開示の方法

個人情報の開示(閲覧・視聴・写しの交付)は、決定通知書でお知らせします。ご希望の方法等について申し出てください。閲覧・視聴は無料ですが、写しの交付を希望する場合は、実費をいただきます。



市の施設

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
市立図書館		
本館	小荷駄町7-12	TEL 624-0822 FAX 624-0823
中央分館	七日町1-2-39 (アズ七日町5階)	TEL 631-0170
東部分館	小白川町2-3-47 (福祉文化センター1階)	TEL 631-4090
北部分館	宮町4-17-13 (北部公民館1階)	TEL 641-6215
霞城分館	城西町2-2-15 (霞城公民館1階)	TEL 644-3332
公民館		
中央公民館	七日町1-2-39	TEL 623-2150 FAX 633-9804
東部公民館	小白川町2-3-47	TEL 642-5181 FAX 625-2150
西部公民館	籠田1-2-23	TEL 645-1223 FAX 645-8330
南部公民館	小荷駄町7-110	TEL 641-6701 FAX 641-9945
北部公民館	宮町4-17-13	TEL 623-9073 FAX 625-7617
江南公民館	江南1-1-27	TEL 684-4428 FAX 684-7397
霞城公民館	城西町2-2-15	TEL 643-2687 FAX 643-2784
元木公民館	元木3-4-8	TEL 631-6551 FAX 631-9037
コミュニティセンター		
鈴川コミュニティセンター (鈴川ふれあい館)	山家町2-4-48	TEL 641-3275 FAX 635-0461
千歳コミュニティセンター	落合町1087-1	TEL 622-2860 FAX 635-0509
飯塚コミュニティセンター	横道7	TEL 644-3479 FAX 644-0949
榎沢コミュニティセンター (くぬぎざわ交流館)	金石田8-2	TEL 644-5652 FAX 644-3710
出羽コミュニティセンター	千手堂404-1	TEL 684-7030 FAX 684-1265
金井コミュニティセンター (金井地区交流センター)	陣場903	TEL 684-5900 FAX 684-2352
橋山コミュニティセンター (たてやまなかま館)	風間1181-1	TEL 686-2001 FAX 687-2072

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
滝山コミュニティセンター	上桜田1-17-26	TEL 622-3401 FAX 635-0967
東沢コミュニティセンター (マジャーレがんど)	妙見寺4	TEL 622-5480 FAX 635-0982
高瀬コミュニティセンター	下東山1360	TEL 686-3341 FAX 687-2076
大郷コミュニティセンター	中野543	TEL 681-1351 FAX 684-2843
南沼原コミュニティセンター	南館西19-11	TEL 644-3212 FAX 644-3712
明治コミュニティセンター	渋江979	TEL 684-7333 FAX 684-2899
南山形コミュニティセンター	松原203-1	TEL 688-2001 FAX 688-3045
大曽根コミュニティセンター	上反田811-2	TEL 643-2054 FAX 644-4167
山寺コミュニティセンター (やまでら館)	山寺517-1	TEL 695-2001 FAX 695-2164
蔵王コミュニティセンター	蔵王半郷1028	TEL 688-2120 FAX 688-7455
西山形コミュニティセンター	柏倉3776-3	TEL 643-3104 FAX 644-1956
村木沢コミュニティセンター (あじさい交流館)	村木沢1672-1	TEL 643-2050 FAX 644-8401
本沢コミュニティセンター	長谷堂1070-1	TEL 688-2310 FAX 688-7463
児童遊戯施設		
べにっこひろば	樋越22	TEL 674-0220 FAX 674-0221
シェルターインクルーシブ プレイス コパル	片谷地580-1	TEL 676-9876 FAX 676-9878
その他の施設		
市民活動 支援センター	城南町1-1-1	TEL 647-2260
道の駅 やまがた蔵王	表蔵王79-1	TEL 676-6868 FAX 676-8844
男女共同参画センター 「ファール」	城西町2-2-22	TEL 645-8077 FAX 645-8055
市民会館	香澄町2-9-45	TEL 642-3121 FAX 642-3124
清風荘(茶室宝紅庵)	東原町2-16-7	TEL 622-3690 FAX 622-3690

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
山寺芭蕉記念館	山寺字南院 4223	TEL 695-2221 FAX 695-2552
最上義光歴史館	大手町1-53	TEL 625-7101 FAX 625-7102
郷土館	霞城町1-1	TEL 644-0253 FAX 644-0253
やまがたクリエイティブ シティセンターQ1	本町1-5-19	TEL 615-8099 FAX 615-8098
きらやかスタジアム (総合スポーツセ ンター野球場)	落合町1	きらやかスタジアム TEL 687-1789
流通センター野球場	流通センター2-1	
西部運動広場	沼木字新田948	
立谷川運動広場	立谷川2-959	
鋳物町運動広場	鋳物町24	
流通センター庭球場	流通センター4-2	総合スポーツセンター テニスコート TEL 625-2630
鋳物町庭球場	鋳物町24	
西部庭球場	沼木字新田948	
山形市弓道場	霞城町1-6	総合スポーツセンター TEL 625-2288
山形市球技場	薬師町2-22-72	TEL 674-7096
北市民プール	桧町3-10-1	TEL 684-8265
みなみ市民プール	南一番町8-5	TEL 622-4990
蔵王体育館	蔵王温泉103	TEL 694-9876
福祉体育館	小白川町2-3-33	TEL 635-1771
南部体育館	小荷駄町7-110	TEL 641-6705
江南体育館	江南1-1-27	TEL 684-4296
沼の辺体育館	沼の辺町4-33	総合スポーツセンター TEL 625-2288
コンフォート ヤマガタ グラウンド・ゴルフ場 (山形市グラウンド・ゴルフ場)	樋越51-1	TEL 684-9870
南石関グラウンド・ ゴルフ場	南石関57-1	山形市スポーツ協会 TEL 647-4175
アリオンテック 蔵王シャント (蔵王ジャンプ台)	蔵王温泉768	TEL 694-2502
総合スポーツセンター	落合町1	TEL 625-2288
ネットえがおフィールド (あかねヶ丘陸上競技場)	あかねヶ丘2-4	TEL 644-4850
福祉文化センター (1階 希望の家、2階 小白川やすらぎ荘、 3階 働く女性の家)	小白川2-3-47	TEL 642-5181

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
山形テルサ	双葉町1-2-3	TEL 646-6677 FAX 647-0123
産業歴史資料館	鋳物町10	TEL 643-6031 FAX 643-6030
山形まるごと館 紅の蔵	十日町2-1-8	TEL 679-5101 FAX 679-5116
山形国際交流プラザ (山形ビッグウイング)	平久保100	TEL 635-3100 FAX 635-3030
観光案内センター	城南町1-1-1 (霞城セントラル内)	TEL 647-2266 FAX 647-2267
古竜湖キャンプ場	蔵王山田字 羽竜813-1外	観光戦略課 TEL 641-1212 (内線426) FAX 641-1899
農業研修センター	東古館145	TEL 644-1622 FAX 644-0011
公設地方卸売市場	漆山1420	TEL 686-5314 FAX 686-2432
野草園	神尾832-3	TEL 634-4120 FAX 634-4121
馬見ヶ崎プールジャバ	小白川町字 川原1237	TEL 633-8989 FAX 633-8990
西公園 (屋内多目的コート・ 屋外テニスコート)	門伝字落合河原 3114-10	TEL 643-2450 FAX 643-2456
学校給食センター	沼木字下河原 1139-19	TEL 644-4325 FAX 644-4326
市営駐車場		
中央駐車場	旅籠町2-2-13	TEL 631-6807
香澄駐車場	香澄町2-9-46	TEL 642-8535
大手町駐車場	大手町1-61	TEL 623-4171
山形駅東口 交通センター駐車場	香澄町1-16-34	TEL 635-2198
済生館前駐車場	七日町1-3-1	TEL 624-1357
山形駅西口 駅前広場駐車場	双葉町1-509	TEL 647-2208
市営駐輪場		
山形駅東口 交通センター駐輪場	香澄町1-16-34	TEL 635-2198
済生館前地下駐輪場	七日町1-3-16	TEL 624-1357
霞城セントラル駐輪場	城南町1-1-1	TEL 647-2208
山形駅南駐輪場	幸町地内	TEL 641-1212 (内線524)